

# 独自サービス事業運営規程

令和 3 年 3 月 23 日 制 定 令和 5 年 6 月 14 日 一部改正  
令和 4 年 6 月 14 日 一部改正 令和 6 年 9 月 13 日 一部改正

## (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人本別町社会福祉協議会（以下「本会」という。）における介護保険サービスもしくは障害福祉サービス適用外の独自サービス事業（以下「本事業」という。）の運営に係る事項を定め、日常生活において本事業のサービスを要する者に対し、適切かつ円滑に本事業のサービスを提供することを目的とする。

## (利用対象者)

第 2 条 本事業の利用対象者は、原則として本別町内に現に居住する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法第 19 条第 1 項に定める要介護認定を受けている者及び同条第 2 項定める要支援認定を受けている者
- (2) 身体障害者福祉法第 4 条に定める身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている者）
- (3) 肢体不自由、内部障害（人工透析を受けている場合を含む。）、知的障害、精神障害その他の障害を有する者のうち、前各号に該当しない者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に会長が認めた者

## (サービス内容)

第 3 条 本事業で提供するサービス（以下「サービス」という。）は次の各号のとおりとする。

- (1) 身体介護
  - ア 食事の介助
  - イ 排泄の介助
  - ウ 衣類着脱の介助
  - エ 入浴の介助
  - オ 身体の清拭
  - カ 通院等の介助
  - キ その他必要な身体介護
- (2) 生活援助
  - ア 調理（配膳、片付けを含む）
  - イ 衣類の洗濯、修繕
  - ウ 住居等の掃除、整理整頓
  - エ 生活必需品の買物
  - オ その他必要な生活援助
- (3) 病院内付添サービス
  - ア 病院内の付添
- (4) 一時宅老サービス
  - ア 日中預かりサービス
  - イ 宿泊サービス
- (5) はつらつサロン
  - ア 話し相手
  - イ レクリエーション
  - ウ 会食
  - エ 簡易な日常動作訓練
  - オ 園芸活動
  - カ 通いサービス利用者との交流

- キ 健康チェック
- (6) 食事サービス (原則として本会小規模多機能型居宅介護利用者、高齢者住宅入居者に限る。)
  - ア 朝食サービス
  - イ 昼食サービス (おやつ含)
  - ウ 夕食サービス
- (7) 洗濯サービス
  - ア 洗濯サービス (本会高齢者住宅入居の方)
  - イ 洗濯サービス (本別町国保病院入院中の方)
- (8) 配食サービス (原則として本会通所介護、小規模多機能型居宅介護利用者に限る。)
  - ア 朝食弁当
  - イ 昼食弁当
  - ウ 夕食弁当

(サービスの利用料)

第4条 サービスの利用料は下表のとおりとする。

身体介護		15分毎に 600円	
生活援助		15分毎に 375円	
病院内付添サービス		1回 1,500円	
一時宅老サービス	日中預かりサービス (入浴・昼食込)	介護を要する方	1回 4,500円
		介護を要しない方	1回 3,500円
		時間延長	1時間 500円
	宿泊サービス (入浴・夕食・朝食込)	介護を要する方	1回 6,000円
		介護を要しない方	1回 5,000円
		時間延長	1時間 500円
はつらつサロン		1回 400円	
	(食事希望の場合)	1食 550円	
食事サービス	朝食サービス	1食 400円	
	昼食サービス (おやつ含)	1食 550円	
	夕食サービス	1食 450円	
洗濯サービス	本会高齢者住宅入居の方	1回 200円	
	本別町国保病院入院中の方	1回 1,000円	
配食サービス	朝食弁当	1食 400円	
	昼食弁当	1食 550円	
	夕食弁当	1食 450円	

- 2 本別町の境界を越えて本別町外で行うサービス提供に要する交通費は、目的地と事業所間の往復を経路とし、その経路間において本別町の境界を越えた地点から目的地までの往復1キロメートルにつき50円とする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、前各項に定める利用料及び交通費の支払が困難であると会長が特に認めたときは、前各項の利用料及び交通費を減額又は免除することができる。

(サービス提供日及び提供時間)

第5条 サービスの提供日及び提供時間は、原則として下表のとおりとする。

サービス		サービス提供日	サービス提供時間
身体介護・生活援助		12月31日～1月5日を除く毎日	8:00～18:00
病院内付添サービス		12月31日～1月5日を除く月曜～金曜	8:00～17:00
一時宅老サービス	日中預かりサービス	通年	8:00～17:00
	宿泊サービス	通年	17:00～翌8:00
はつらつサロン		通年	10:00～12:00
食事サービス 洗濯サービス (本会高齢者住宅入居の方)		通年	随時
洗濯サービス (本別町国保病院入院中の方)		お預かり日 月曜日～木曜日	夕方お預かり 翌日お渡し
配食サービス		12月31日～1月3日を除く毎日	随時

(利用の申込み)

第6条 第2条に定める要件に合致し、サービスの利用を希望する者は、独自サービス利用申込書(様式1)を本会へ提出しなければならない。

2 本会は、第2条及び前項の規定に関わらず、本会の事業運営状況等を勘案し、サービスの提供が困難であると判断したときは、前項に規定する申込を拒否することができる。

3 本会は、サービスの利用者(以下「利用者」という。)が第2条に定める要件に合致しなくなったとき、又は前項に準じ引き続きサービスを提供することが困難であると判断したときは、サービスの利用開始後であっても、サービスの提供を中断又は中止することができる。

(秘密の保持)

第7条 本会及び本事業に従事する者は、業務上知り得た利用者又はその関係者等の秘密を保持する。

(損害の賠償)

第8条 利用者が、本会の責めに帰すべき理由により損害を被ったときは、本会が加入する損害保険の範囲内において、本会が利用者に対し損害を賠償するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、令和3年3月23日に制定し、令和3年4月1日より施行する。

2 「訪問独自サービス事業運営規程」「小規模多機能独自サービス事業運営規程」「介護事業所における配食サービス事業運営規程」は、令和3年3月31日を以って廃止する。

3 この改正規程は、令和4年6月14日に一部改正し、令和4年8月1日より施行する。

(第4条)

4 この規程は、令和5年6月14日に一部改正し、令和5年7月1日より施行する。

(第4条第2項、第4項第3項)

5 この規程は、令和5年6月14日に一部改正し、令和5年8月1日より施行する。

(第4条第1項)

6 この規程は、令和6年9月13日に一部改正し、令和6年11月1日から施行する。(第4条、様式1)

会 長	事務局 長	次 長	法 人 運 営 部 門 管 理 者	サ ー ビ ス 部 門 管 理 者	介 護 支 援 専 門 員 サ ー ビ ス 提 供 責 任 者 生 活 相 談 員	合 議

様式 1

## 独自サービス利用申込書

社会福祉法人本別町社会福祉協議会 会長 様

本別町社会福祉協議会における次の独自サービスの利用を申し込みます。

申請年月日	令和 年 月 日		
申請者氏名		利用者との続柄	
※申請者住所	(〒 - )	※電話番号	( ) —

※ 申請者が利用者本人の場合は、申請者住所、電話番号は記載不要です。

利 用 者	フリガナ		性別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住 所	(〒 - )		
	(電話番号)	( ) —		
	要介護認定の状況	未認定・要支援 ( 1・2 )・要介護 ( 1・2・3・4・5 )		
	障がいの状況			
サービス利用理由				

【利用希望サービス】（※申込時利用予定サービスに○）

サービス名	サービス内容
身体介護	ア 食事の介助 イ 排泄の介助 ウ 衣類着脱の介助 エ 入浴の介助 オ 身体の清拭 カ 通院等の介助 キ その他必要な身体の介護
生活援助	ア 調理（配膳、片付けを含む） イ 衣類の洗濯、修繕 ウ 住居等の掃除、整理整頓 エ 生活必需品の買物 オ 病院内での付添 カ その他必要な生活援助
病院内付添サービス	ア 病院内の付添
一時宅老サービス	ア 日中預かりサービス イ 宿泊サービス
はつらつサロン	ア 話し相手 イ レクリエーション ウ 会食 エ 簡易な日常動作訓練 オ 園芸活動 カ 通いサービス利用者との交流 キ 健康チェック
食事サービス	ア 朝食サービス イ 昼食サービス（おやつ含） ウ 夕食サービス
洗濯サービス	ア 洗濯サービス（本会高齢者住宅入居の方） イ 洗濯サービス（本別町国保病院入院中の方）
配食サービス	ア 朝食弁当 イ 昼食弁当 ウ 夕食弁当

【利用料】

サービス名	サービス内容	利用料	
身体介護		15分毎に 600円	
生活援助		15分毎に 375円	
病院内付添サービス		1回 1,500円	
一時宅老サービス	日中預かりサービス (入浴・昼食込)	介護を要する方	1回 4,500円
		介護を要しない方	1回 3,500円
		時間延長	1時間 500円
	宿泊サービス (入浴・夕食・朝食込)	介護を要する方	1回 6,000円
		介護を要しない方	1回 5,000円
		時間延長	1時間 500円
はつらつサロン		1回 400円	
	(食事希望の場合)	1食 550円	
食事サービス	朝食サービス	1食 400円	
	昼食サービス（おやつ含）	1食 550円	
	夕食サービス	1食 450円	
洗濯サービス	洗濯サービス（本会高齢者住宅入居の方）	1回 200円	
	洗濯サービス（本別町国保病院入院中の方）	1回 1,000円	
配食サービス	朝食弁当	1食 400円	
	昼食弁当	1食 550円	
	夕食弁当	1食 450円	
※サービス利用を中止する場合は、事前に事業所へ連絡すること。			